

諸 特 例

目 次

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例	1
東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例	3
平成 28 年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例	4
2020 年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例 ..	6
優先株に関する有価証券上場規程の特例	8
債券に関する有価証券上場規程の特例	1 5
転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例	2 3
日経 300 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例	3 1
立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例	4 2

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社 が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例

(実施)平成 21.11. 9 24. 4. 1 24. 6. 1
25. 3 .28 26. 4. 1 30. 3.31
令和 2.11. 1

(目 的)

第1条 この特例は、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「地域経済活性化支援機構」という。）が再生支援決定（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）第 25 条第 4 項に規定する再生支援決定をいう。以下同じ。）を行った会社（再生支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第 31 条第 1 項に規定する買取決定等をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「被支援会社」という。）の発行する株券（優先株を除く。以下この特例において同じ。）について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(株券上場廃止基準の特例)

第2条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項各号及び第2条の2第1項各号の規定の適用については、同基準第2条第1項第5号（第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。）を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（本所が定める場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあつては、債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、本所が定める場合はこの限りでない。

(監理銘柄及び整理銘柄の特例)

第3条 被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄及び整理銘柄に関する必要な事項は、株券上場廃止基準に定めるところによるほか、本所の別に定めるところによる。

付 則

この特例は、平成 21 年 11 月 9 日より施行する。

付 則
この特例は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

付 則
この特例は、平成 24 年 6 月 1 日より施行する。

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注) 「本所が定める日」は、平成 25 年 3 月 28 日

付 則
この特例は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

付 則
この特例は、平成 30 年 3 月 31 日より施行する。

付 則
この改正規定は、令和 2 年 11 月 1 日から施行し、この改正規定の施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例

(制定) 平成 23. 6. 1

(変更) 平成 24. 6. 1 30. 3. 31

(目 的)

第1条 この特例は、東日本大震災の被災により経営に打撃を受けた新規上場申請者及び上場会社（優先株を除く。以下この特例において同じ。）について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(株券上場審査基準の特例)

第2条 新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第1項第7号c又は同基準第6条第1項第4号cに適合しない者に限る。）が、上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いについては、本所が別に定めるところによる。

2 前項の規定は、アンビシャスからの上場市場の変更審査について準用する。

(24. 6. 1 変更)

(株券上場廃止基準の特例)

第3条 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての株券上場廃止基準第2条第1項各号及び第2条の2第1項各号の適用については、同基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。）を次のとおりとする。

(5)債務超過

上場会社がある事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(30. 3. 31 変更)

付 則

1 この特例は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

2 第3条の規定は、平成 23 年 3 月 1 1 日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

この特例は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この特例は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

平成 28 年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例

(制定) 平成 28. 5. 31

(変更) 平成 30. 3. 31

(目 的)

第 1 条 この特例は、平成 28 年熊本地震の被災により経営に打撃を受けた新規上場申請者及び上場会社について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(株券上場審査基準の特例)

第 2 条 新規上場申請者（株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 7 号 c 又は同基準第 6 条第 1 項第 4 号 c に適合しない者に限る。）が、上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは、本所が別に定めるところによる。

2 前項の規定は、アンビシャスからの上場市場の変更申請を行うときについて準用する。

(株券上場廃止基準の特例)

第 3 条 平成 28 年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての株券上場廃止基準第 2 条第 1 項及び第 2 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同基準第 2 条第 1 項第 5 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、2 か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

2 平成 28 年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった上場会社についての株券上場廃止基準第 2 条第 1 項及び第 2 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同基準第 2 条第 1 項第 5 号の 2（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）を次のとおりとする。

(5) の 2 業績

最近 4 連結会計年度（平成 28 年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合の当該連結会計年度を除く。）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、平成 28 年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった場合の当該連結会計年度の期間を除いて 1 か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき。

(30. 3. 31 変更)

付 則

- 1 この特例は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定は、平成 28 年 4 月 14 日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

この特例は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

2020年新型コロナウイルス感染症の影響を 踏まえた有価証券上場規程の特例

(制定) 令和 2. 4. 21

(目 的)

- 第1条 この特例は、2020年新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響を踏まえ、新規上場申請者及び上場会社について、有価証券上場規程の特例を規定する。
- 2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(株券上場審査基準の特例)

- 第2条 新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第1項第7号c又は同基準第6条第1項第4号cに適合しない者に限る。）が、上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは、本所が別に定めるところによる。
- 2 前項の規定は、アンビシャスからの上場市場の変更申請を行うときについて準用する。

(株券上場廃止基準の特例)

- 第3条 上場会社が事業年度の末日に債務超過の状態となったとき又は上場会社が直前事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったときであって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときにおける当該上場会社についての株券上場廃止基準第2条第1項及び第2条の2第1項の規定の適用については、同基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）を次のとおりとする。

(5)債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

- 2 上場会社の連結会計年度における営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった場合であって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときにおける当該上場会社についての株券上場廃止基準第2条第1項及び第2条の2第1項の規定の適用については、同基準第2条第1項第5号の2（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）を次のとおりとする。

(5)の2 業績

最近4連結会計年度（連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合であって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときの当該連

結会計年度を除く。)における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、連結会計年度における営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった場合であって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときの当該連結会計年度の期間を除いて1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき。

付 則

- 1 この特例は、令和2年4月21日から施行する。
- 2 第3条の規定は、令和2年3月13日以後の日を事業年度の末日又は上場廃止に係る猶予期間の最終日とするものから適用する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例

(実施) 昭和 51. 9. 27

(変更) 昭和 57. 10. 1 58. 4. 1 61. 11. 1

平成 4. 7. 1 8. 1. 1 9. 1. 1 10. 12. 1

11. 3. 1 12. 4. 7 13. 4. 1 13. 10. 1

14. 4. 1 15. 1. 14 15. 4. 1 17. 2. 1

18. 5. 1 19. 9. 30 20. 4. 1 21. 1. 5

21. 11. 9 21. 11. 16 22. 6. 30 27. 2. 13

30. 3. 31

令和 5. 3. 13

(目的)

第1条 この特例は、優先株の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(上場申請)

第2条 優先株の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 本所所定の有価証券上場申請書

(2) 本所所定の様式による優先株上場のための営業概況書

(3) 本所所定の様式による当該優先株の所有者別および所有数別の分布状況表

(4) 前各号に掲げる書類のほか、本所が上場審査のため必要と認めて提出を求める書類

2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の発行する優先株については、その設立前においても、新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第2項第1号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)又は第2号(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の株券(優先株を除く。以下同じ。)が同項第1号又は第2号の適用を受けるとき。

(2) 株券上場審査基準第6条第2項第1号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)又は第2号(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の株券が同項第1号又は第2号の適用を受けるとき。

(3) 上場会社が人的分割である新設分割を行う場合において、当該分割により設立される会社が発行する株券について当該分割前に上場申請が行われたとき。

3 前2項の規定により上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。

4 第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号から第5号までに定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった

後直ちに提出すれば足りるものとする。

(平成 10.12.1、13.4.1、18.5.1、21.1.5、令和 5.3.13 変更)

(上場審査基準)

第 3 条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。

- (1) 上場申請銘柄の発行会社が上場会社であること。
- (2) 上場後継続して剰余金配当を行なえる見込みのあること。
- (3) 上場申請銘柄が次の a から f までに適合していること。
 - a 株主数（1 単位（業務規程第 15 条に規定する売買単位をいう。以下同じ。）以上の優先株を所有する株主の数をいう。以下同じ。）が、上場の時までに、300 人以上となる見込みのあること。
 - b 流通株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合の当該発行者、上場株式数の 10%以上の株式（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）を所有する株主及び役員以外の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）第 1 条第 31 号イに規定する特別利害関係者をいう。）を除く株主が所有する株式の数をいう。以下この条において同じ。）が、上場の時までに、2,000 単位以上となる見込みのあること。
 - c 流通株式数が、上場の時までに、上場株式数の 25%以上となる見込みのあること。
 - d 当該銘柄（振替法第 2 条第 1 項に掲げるものに限る。）が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。
 - e 優先株の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし、特別の法律の規定に基づき優先株の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。
 - f 株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 8 号に適合すること。

(平成 11.3.1、13.10.1、14.4.1、15.1.14、15.4.1、18.5.1、21.1.5、21.11.9、21.11.16、22.6.30、27.2.13 変更)

(上場契約)

第 3 条の 2 本所が優先株を上場する場合には、当該上場申請に係る優先株の発行者は、本所所定の優先株上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場優先株の発行者が他の優先株の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(平成 13.4.1 追加)

(上場廃止基準)

第 4 条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。

- (1) 優先株上場契約について重大な違反を行なった場合又は優先株上場契約の当事者でなくなることとなった場合
 - (2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項の各号又は第2条の2第1項の各号のいずれかに該当した場合(同基準第2条第1項第18号に該当した場合のうち本所が適当と認める場合を除く。)
- 2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。
- (1) 株主数が、上場優先株の発行者の事業年度の末日において150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。ただし、本所が定める場合はこの限りでない。
 - (2) 流通株式数(役員、上場優先株の発行者が自己株式を所有している場合の当該発行者及び上場株式数の10%以上の株式(明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。))を所有する株主を除く株主が所有する株式の数をいう。以下この条において同じ。)が、次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定める場合はこの限りでない。
 - a 上場優先株の発行者の事業年度の末日において1,000単位未満である場合において、1か年以内に1,000単位以上とならないとき。
 - b 上場優先株の発行者の事業年度の末日において上場株式数の5%未満である場合であって、当該発行者が本所が定める日までに本所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を本所に提出しないとき。
 - (3) 優先株としての存続期間が満了となる場合
 - (4) 本所における最近1年間の月平均売買高が2単位未満である場合。ただし、本所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている場合は、本所及び当該金融商品取引所における最近1年間の月平均売買高の合計が2単位未満とする。
 - (5) 当該銘柄(振替法第2条第1項に掲げるものに限る。)が指定振替機関の振替業における取扱いの対象にならないこととなった場合
 - (6) 優先株の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、特別の法律の規定に基づき優先株の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。
 - (7) 前各号のほか、公益または投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合
- 3 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前項第1号及び第2号の規定の適用については、株主基準日における優先株の株主数、流通株式数及び上場株式数を事業年度の末日における優先株の株主数、流通株式数及び上場株式数とみなすものとする。
- (平8.1.1、9.1.1、10.12.1、11.3.1、12.4.7、13.4.1、13.10.1、14.4.1、15.1.14、17.2.1、18.5.1、19.9.30、21.1.5、27.2.13、30.3.31 変更)
- (監理銘柄及び整理銘柄の指定)
- 第4条の2 上場優先株が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場優先株を監理銘柄に指定することができる。

2 上場優先株の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該優先株を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、別添「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」により定める。

(平成 20. 4. 1 追加)

(特設注意市場銘柄の指定及び解除)

第 4 条の 3 上場優先株の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場優先株を特設注意市場銘柄に指定することができる。

2 前項の場合において、本所は、当該上場優先株の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄から解除された場合には、当該上場優先株についてもその指定の解除を行う。

(平成 20. 4. 1 追加)

(上場手数料及び年賦課金)

第 5 条 上場申請優先株の発行会社及び優先株の上場会社は、本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

(平成 13. 4. 1 変更)

付 則

この特例は、昭和 51 年 9 月 27 日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、昭和 52 年 3 月 31 日から施行する。

2 昭和 52 年 3 月 30 日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行なう株式の分布状況の審査については、第 4 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

1 この改正規定は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

2 この改正規定施行の日以後 1 年以内に到来する決算期における第 4 条第 2 項第 2 号の規定の適用については、同号中「1 か年以内」とあるのは「3 か年以内」とし、昭和 58 年 10 月 1 日以後 1 年以内に到来する決算期における第 4 条第 2 項第 2 号の規定の適用については、同号中「1 か年以内」とあるのは「2 か年以内」とする。

(13. 10. 1 変更)

付 則

この改正規定は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和 58 年 11 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、昭和 61 年 11 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 11 年 3 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 12 年 4 月 7 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

- 付 則
- 1 この改正規定は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第 3 条第 1 項第 3 号及び昭和 57 年 10 月 1 日改正付則第 2 項及び第 3 項の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成 13 年法律第 79 号。）附則第 2 条又は第 24 条においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。

付 則
この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 18 年 5 月 1 日

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。

2 改正後の第 3 条第 3 号 d の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 21 年 11 月 9 日

付 則

この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行し、同日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 22 年 6 月 30 日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 27 年 2 月 13 日

付 則

1 この改正規定は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

2 改正後の第 4 条第 3 項の規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

この改正規定は、令和 5 年 3 月 13 日から施行する。

債券に関する有価証券上場規程の特例

(実施)昭和 62. 3. 6
(変更)平成 元. 2. 1 1. 4. 1 3. 1. 4 4.10.12 7. 1. 1
8. 1. 1 10.12. 1 11. 3. 1 11. 9. 1 11.11.10
12. 4. 7 13. 4. 1 14. 4. 1 15. 1. 1 15. 5. 8
17. 2. 1 18. 1.10 18. 2. 1 18. 5. 1 19. 9.30
20. 4. 1 21. 1. 5 21.11. 9 22. 6.30 25. 9.13
30. 3.31
令和 5. 3.13

(目 的)

第1条 この特例は、債券（国債証券、外国債券、転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。
(平成 14. 4. 1、18. 2. 1 変更)

(上場申請)

第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 本所所定の様式による有価証券上場申請書
- (2) 当該債券の発行に係る信託証券、発行契約書及び社債管理委託契約書その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写
- (3) 定款又はこれに類するもの。ただし、本所の上場有価証券の発行者、地方公共団体については、提出を要しない。
- (4) 本所所定の上場申請に係る宣誓書。ただし、上場会社及び上場債券の発行者については、提出を要しない。
- (5) 本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」。ただし、上場会社及び上場債券発行者については、提出を要しない。

2 債券の上場を申請しようとする者が、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に定める債券の発行者である場合は、前項各号に掲げる書類のほか、最近 3 事業年度（「最近」の計算は、上場予定日の直前事業年度（ただし、本所が適当と認める場合は、その前の事業年度）の末日を起算日としてさかのぼる。）の経理の状況を記載した書類を提出するものとする。ただし、本所の上場有価証券の発行者である場合には、提出を要しない。

3 上場申請銘柄が、第 4 条第 2 項第 1 号（新設合併に係る部分に限る。）又は第 2 号（新設分割に係る部分に限る。）に該当する場合には、その発行者の設立前においても、同項第 1 号又は第 2 号に規定する新設合併又は新設分割に係る当該発行者の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該発行者が行うものとする。

4 第 3 項の規定により上場申請が行われた日から起算して 1 年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。

5 第3項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、上場債券の発行者が発行する債券であって、上場銘柄と同一の内容のもののうち本所が定めるものについて上場を申請しようとする場合は、本所所定の様式による有価証券上場申請書を提出するものとする。

（平成 10.12.1、13.4.1、17.2.1、18.1.10、18.5.1、19.9.30、22.6.30、令和 5.3.13 変更）

第3条 削除（平成 18.1.10 削除）

（社債券の上場審査基準）

第4条 社債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。
- (2) 上場申請銘柄が次の a から d までに適合していること。
 - a 未償還額面総額が 10 億円以上であること。
 - b 消化件数が 1,000 件と同程度以上であること。
 - c 額面金額が、10 万円、100 万円又は 1,000 万円のいずれかであること。
 - d 指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みがあること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、第1項第2号の規定を適用しないものとする。ただし、第7条第2項に掲げる基準に該当しないものであることを要するものとする。

- (1) 上場申請銘柄が、その発行者が他の会社に吸収合併される又は新設合併を行うことにより本所において上場廃止されるものである場合
- (2) 上場申請銘柄が、その発行者が新設分割又は吸収分割により当該上場申請銘柄に係る債務を他の会社に承継させることにより本所において上場廃止されるものである場合

（平成 8.1.1、10.12.1、11.3.1、13.4.1、14.4.1、18.1.10、18.2.1、18.5.1、21.1.5 変更）

（社債券以外の債券の上場）

第5条 社債券以外の債券については、本所が必要と認める銘柄につき、前条第2号に掲げる基準を勘案して上場を決定する。

（同一内容の債券の上場）

第5条の2 前2条の規定にかかわらず、第2条第5項の規定により上場申請のあった債券については、原則として上場を承認するものとする。

（平成 18.5.1 追加）

（上場契約）

第6条 本所が債券を上場する場合には、当該上場申請に係る債券の発行者は、本所所定

の債券上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場債券の発行者が他の債券の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(平成 13. 4. 1 変更)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第 6 条の 2 上場債券（法第 3 条に定める有価証券を除く。）の発行者（上場会社を除く。）は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を記載した書面（当該有価証券報告書又は半期報告書に、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）第 17 条第 1 項第 1 号へ（同項第 2 号イによる場合を含む。）又は同第 18 条第 2 項若しくは第 3 項第 3 号に規定する書面を添付している場合にあっては、当該書面の写し）を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(平成 17. 2. 1 追加、平成 20. 4. 1 変更)

(社債券の上場廃止基準)

第 7 条 上場社債券の発行者が次の第 1 号又は第 2 号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

(1) 債券上場契約について重大な違反を行った場合、第 2 条第 1 項第 4 号の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2) 次の a 又は b に該当する場合

a 上場社債券の発行者が上場会社である場合

発行する株券が、株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 6 号から第 12 号まで（同項第 7 号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）、第 19 号又は第 20 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定の適用を受ける場合を含む。）のいずれかに該当した場合

b 上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合

次の(a)から(c)までに定める場合に該当した状態となったと本所が認めたとき

(a) 株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 6 号から第 9 号まで（同項第 7 号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）又は第 11 号（同基準第 3 条の 5 第 1 項第 2 号 b に該当する場合を除く。）のいずれかに該当した場合

(b) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に定める期間の経過後 1 か月以内（取扱いで定める場合にあっては、取扱いで定める期間内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 10 号に規定する場合）

(c) 発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付され

る中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認める時（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第1項第11号（同基準第3条の5第1項第2号aに該当する場合を除く。）に規定する場合）。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものを除く。

2 社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

- (1) 未償還額面総額が3億円未満となった場合。
- (2) 最終償還期限が到来する場合
- (3) 上場社債券の発行者が、当該銘柄について期限の利益を喪失した場合。
- (4) 吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される場合
- (5) 指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (6) (1)から前(5)までのほか、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合

(平成 8. 1. 1、10. 12. 1、11. 11. 10、12. 4. 7、13. 4. 1、14. 4. 1、15. 1. 1、15. 5. 8、17. 2. 1、18. 1. 10、18. 5. 1、20. 4. 1、21. 1. 5、22. 6. 30、25. 9. 13、30. 3. 31 変更)

(社債券以外の債券の上場廃止)

第8条 社債券以外の債券の発行者が、前条第1項第1号に該当する場合、株券上場廃止基準第2条第1項第11号（同基準第3条の5第1項第2号bに該当する場合を除く。）に該当する場合、前条第1項第2号bの(b)若しくは(c)に該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると本所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

2 社債券以外の債券の上場銘柄が前条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(平成 10. 12. 1、13. 4. 1、15. 1. 1、17. 2. 1、18. 1. 10、25. 9. 13、30. 3. 31 変更)

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第9条 上場債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場債券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、別添「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」により定める。

(平成 20. 4. 1 追加)

(特設注意市場銘柄の指定及び解除)

第 10 条 上場債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場債券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

2 前項の場合において、本所は、当該上場債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄から解除された場合には、当該上場債券についてもその指定の解除を行う。

(平成 20.4.1 追加)

付 則

この特例は、昭和 62 年 3 月 6 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和 62 年 10 月 5 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和 64 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成元年 4 月 1 日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

この改正規定は、平成 3 年 1 月 4 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 4 年 10 月 12 日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

2 平成 5 年 10 月 1 日前に発行の決議があった債券の上場を申請しようとする場合には、改正後の第 2 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 11 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 11 年 11 月 10 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 12 年 4 月 7 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 8 条第 1 項の規定は、平成 13 年 3 月末日以降に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 5 月 8 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場を申請する債券から通用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日において現に上場債券の発行者である者（上場会社を除く。）は、第 2 条第 1 項第 6 号に規定する宣誓書及び添付書類を、平成 17 年 3 月 31 日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該宣誓書及び添

付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- 4 改正後の第6条の4の規定は、施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 5 改正後の第8条第1項の規定は（「若しくは第11号」を追加する部分に限る。）は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている債券が平成19年3月31日までに指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならなかった場合には、平成19年4月30日に上場廃止する。
- 3 保管振替機構の定める社債等に関する業務規程平成18年1月10日改正附則第2条の規定において一般債とみなされた債券のうち、額面金額が複数あるものに係る改正後の第4条第1項第2号cの規定の適用については、同規定中「額面金額」とあるのは「額面金額の最低額」とする。

付 則

この改正規定は、平成18年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成18年5月1日

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の4、第7条第1項第2号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第7条第1項第2号bロの規定の適用については、同号中「1か月以内」とあるのは「45日以内」と、「3か月以内」とあるのは「105日以内」とする。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条第 1 項第 2 号の規定は、施行日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。
(注) 「本所が定める日」は、平成 21 年 11 月 9 日

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日の前日までに改正前の第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本所所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を異動後直ちに提出するものとする。
(注) 「本所が定める日」は、平成 22 年 6 月 30 日

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条第 1 項第 2 号 b の (b) の規定は、この改正規定施行の日以後に開示府令第 15 条の 2 第 3 項又は第 17 条の 15 の 2 第 4 項に規定する承認を受けた上場債券の発行者から適用する。
(注) 「本所が定める日」は、平成 25 年 9 月 13 日

付 則

この改正規定は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和 5 年 3 月 13 日から施行する。

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例

(実施)昭和 62. 3. 6

(変更)昭和 62. 4. 20 62.10. 5

平成元. 2. 1 1. 4. 1 3. 1. 4 4. 7. 1 4.10.12

7. 1. 1 8. 1. 1 10. 6. 1 10.12. 1 11. 3. 1

11.11.10 12. 3. 1 12. 4. 7 13. 4. 1 13.11.26

14. 3. 1 14. 4. 1 15. 1.14 15. 4. 1 15. 5. 8

16.12.13 17.12. 8 18. 2. 1 18. 5. 1 19. 7. 1

19. 9.30 20. 4. 1 21. 1. 5 30. 3.31

令和 5. 3.13

(目 的)

第1条 この特例は、転換社債型新株予約権付社債券の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(平成 14. 4. 1、18. 2. 1 変更)

(定義)

第1条の2 この特例において「転換社債型新株予約権付社債券」とは、新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。

(平成 14. 4. 1 追加、平成 18. 2. 1、18. 5. 1 変更)

(上場申請)

第2条 転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 本所所定の様式による有価証券上場申請書

(2) 当該転換社債型新株予約権付社債の発行に係る信託証書及び社債管理委託契約書
その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写

2 上場申請銘柄が、次条第3項第3号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)若しくは第6号(上場会社の新設分割に係る部分に限る。)又は第4項(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に該当する場合には、その発行者の設立前においても、同項第3号若しくは第6号に規定する新設合併、新設分割又は株式移転に係る上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。

3 前2項の規定により上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。

4 第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号又は第3号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

(平成 10.6.1、10.12.1、13.4.1、14.4.1、18.2.1、18.5.1、21.1.5、令和 5.3.13 変更)
(上場審査基準)

第 3 条 転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 上場申請銘柄の発行者が、上場会社であること。
- (2) 上場申請銘柄が、次の a から e までに適合していること。
 - a 発行額面総額が 20 億円以上であること。
 - b 新株予約権の行使の条件が適当でないと認められるものでないこと。
 - c 当該銘柄が指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。）第 2 条第 2 項に規定する振替機関という。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みのあること。
 - d 当該銘柄の額面金額が 500 万円、400 万円、300 万円、200 万円、100 万円、50 万円又は 10 万円のいずれかであること。
 - e 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の金融商品取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 上場申請銘柄の発行者が発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。
- (2) 上場申請銘柄が、次の a から d までに適合していること。
 - a 上場申請時において残存額面総額が 3 億円以上であること。
 - b 当該銘柄が上場されている国内の他の金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当していないこと。
 - c 前項第 2 号 b、c、d 及び e に適合するものであること。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。

- (1) 上場会社又は上場会社の子会社が他の上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。

第 4 条第 2 項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

- (2) 上場会社又は上場会社の子会社が国内の他の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発

行した転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の金融商品取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

- (3) 上場会社が他の会社に吸収合併される場合（第1号に該当する場合を除く。）又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（株券上場審査基準第4条第2項第1号又は第6条第2項第1号の適用を受ける新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該合併による解散により当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。

次のa及びbに適合していること。

a 当該新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b 上場申請銘柄が第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

- (4) 上場会社が他の上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、分割する上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該吸収分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。

第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

- (5) 上場会社が国内の他の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該吸収分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の金融商品取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

- (6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであって、当該非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき又は株券上場審査基準第4条第2項第3号若しくは第6条第2項第3号の適用を受けるとき。

次のa及びbに適合していること。

a 当該非上場会社又は新設会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b 上場申請銘柄が第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

- 4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の金融商品取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予

約権付社債券と引換えに、当該他の会社（上場会社である場合に限る。）又は当該他の会社の親会社（上場会社である場合に限る。）の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社又は当該他の会社の親会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券と引換えに上場申請銘柄の交付を受けることを希望するすべての者が当該交付を受けられること。
- (2) 第1項第2号bからdまでに掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

(平成 10. 6. 1、10. 12. 1、11. 3. 1、12. 3. 1、12. 4. 7、13. 4. 1、13. 11. 26、14. 3. 1、14. 4. 1、15. 1. 14、15. 4. 1、15. 5. 8、16. 12. 13、17. 12. 8、18. 2. 1、18. 5. 1、19. 7. 1、19. 9. 30、21. 1. 5 変更)

(上場契約)

第3条の2 本所が転換社債型新株予約権付社債券を上場する場合には、当該上場申請に係る転換社債型新株予約権付社債券の発行者は、本所所定の転換社債型新株予約権付社債券上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が他の転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(平成 13. 4. 1 追加、平成 14. 4. 1、18. 2. 1 変更)

(上場廃止基準)

第4条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債型新株予約権付社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。

- (1) 転換社債型新株予約権付社債券上場契約について重大な違反を行った場合又は転換社債型新株予約権付社債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合
- (2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項各号又は第2条の2第1項各号のいずれかに該当した場合（次号に該当する場合を除く。）
- (3) 株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合で、当該他の会社が上場会社であるとき又はその発行する株券が株券上場審査基準第4条第2項若しくは第6条第2項の規定により速やかに上場される見込みのあるとき。

2 転換社債型新株予約権付社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

- (1) 上場額面総額が3億円未満となった場合。
- (2) 新株予約権の行使期間が満了となる場合
- (3) 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が、当該銘柄について期限の利益を喪失した場合
- (4) 吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る社債に係る債務が他の会社に承継される場合
- (5) 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった

とき。

(6) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合
(平成 8. 1. 1、10. 12. 1、11. 3. 1、11. 11. 10、12. 4. 7、13. 4. 1、13. 11. 26、14. 3. 1、14. 4. 1、
15. 1. 14、17. 12. 8、18. 2. 1、18. 5. 1、21. 1. 5、30. 3. 31 変更)

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第 4 条の 2 上場転換社債型新株予約権付社債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、別添「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」により定める。

(平成 20. 4. 1 追加)

(特設注意市場銘柄の指定及び解除)

第 4 条の 3 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

2 前項の場合において、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄から解除された場合には、当該上場転換社債型新株予約権付社債券についてもその指定の解除を行う。

(平成 20. 4. 1 追加)

付 則

この特例は、昭和 62 年 3 月 6 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和 62 年 4 月 20 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和 62 年 10 月 5 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和 64 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成元年 4 月 1 日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則
この改正規定は、平成 3 年 1 月 4 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 4 年 10 月 12 日から施行する。

- 付 則
- 1 この改正規定は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 5 年 10 月 1 日前に発行の決議があった転換社債券の上場を申請しようとする場合には、改正後の第 2 条第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則
この改正規定は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 11 年 3 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 11 年 11 月 10 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 12 年 4 月 7 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 13 年 11 月 26 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 3 月 1 日以降の日で本所が定める日から施行する。

(注) 本所が定める日は、平成 14 年 3 月 1 日

付 則

- 1 この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第 341 条の 13 第 1 項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日において上場されている転換社債型新株予約権付社債券の発行者が、この改正規定の施行の日以後、最初に転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請する場合には、改正後の第 3 条の 2 ただし書きの規定は適用しない。

(平成 15. 2. 10、18. 2. 1 変更)

付 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 5 月 8 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 16 年 12 月 13 日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 17 年 12 月 8 日

付 則

この改正規定は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
 - 2 この改正規定施行の日前に募集の決議があった改正前の第1条の2に規定する転換社債型新株予約権付社債券は、改正後の同条に規定する転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。
- (注) 「本所が定める日」は、平成18年5月1日

付 則

この改正規定は、平成19年7月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この特例は、日経300株価指数連動型上場投資信託（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。以下「投資信託」という。）の受益証券（以下「受益証券」という。）の上場及び売買等について、有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の定めるところによる。

（平成7.5.29、10.12.1、12.11.30、19.9.30、19.11.26 変更）

第2章 有価証券上場規程の特例

(上場申請)

第2条 受益証券の上場を申請しようとする者は、その上場申請時に、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 本所所定の有価証券上場申請書
- (2) 有価証券上場規程第3条第2項第1号から第4号までに定める書類
- (3) 投資信託の委託者指図型投資信託約款（以下「投資信託約款」という。） 2部
- (4) 投資信託の委託者指図型投資信託契約（以下「投資信託契約」という。）の締結を証する書面の写し
- (5) 本所所定の募集予定書
- (6) 受益証券上場契約書

2 受益証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に定める書類を当該各号に定めるところにより提出するものとする。

- (1) 有価証券上場規程第3条第4項第3号aからdまでに定める書類 各2部(同bに規定する書類については1部) 内閣総理大臣等に提出した後遅滞なく
- (2) 本所所定の募集実施通知書 申込期間終了後遅滞なく
- (3) 本所所定の上場申請有価証券確定通知書 申込期間終了後遅滞なく
- (4) 前各号に掲げる書類のほか、本所が上場審査のため必要と認めて提出を求める書類 請求する都度遅滞なく

（平成10.6.22、10.12.1、12.7.1、12.11.30、13.1.6、18.5.1、19.9.30 変更）

(上場審査料)

第3条 受益証券の上場を申請しようとする者は、本所が定める金額の上場審査料を、上

場申請日に納入するものとする。

(上場審査基準)

第4条 受益証券の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。

(1) 上場される受益権の総口数(以下「上場口数」という。)が400万口以上になる見込みのあること。

(2) 1,000口以上の受益権の口数を有する受益者の数(以下「受益者数」という。)が、上場のときまでに、次の上場口数の区分に従い、当該区分に定める人数以上になる見込みのあること。

- | | |
|------------------------------|--------|
| a 上場口数が1,000万口未満の場合 | 800人 |
| b 上場口数が1,000万口以上2,000万口未満の場合 | 1,200人 |
| c 上場口数が2,000万口以上の場合 | |

上場口数が3,000万口未満の場合にあつては2,000人、上場口数が3,000万口以上1億2,000万口未満の場合にあつては2,000人に上場口数2,000万口から計算して上場口数1,000万口を増すごとに100人を加えた人数、上場口数が1億2,000万口以上の場合にあつては3,000人

(3) 当該銘柄が指定振替機関(本所が指定する振替機関(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関という。)をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みがあること。

(平成10.6.22、10.12.1、12.7.1、12.11.30、13.1.6、14.4.1、20.1.4、21.1.5変更)

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第5条 上場受益証券の発行者(以下「投資信託委員会」という。)は、第2条の規定により提出した書類のうち、本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(平成10.12.1、12.11.30、19.9.30変更)

(投資信託委託会社が行う適時開示等)

第6条 投資信託委託会社は、内閣総理大臣等が法又は投資信託法(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。))に基づき投資信託委託会社に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちにその事実を開示するとともに、本所に通知するものとする。

2 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)には、直ちにその事実を開示するとともに、本所が別に定めるところに従い、本所に通知するものとする。

- (1) 投資信託約款の変更又は投資信託契約の解約
- (2) 業務の廃止、解散、合併又は投資信託契約に係る事業の譲渡
- (3) 法に基づき投資信託委託会社が内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出

(3)の2 受益証券に係る受益権の併合又は分割

(4) 当該銘柄を指定振替機関の振替業における取扱いの対象としないこととしたこと。

(5) 前各号に掲げる事項以外の受益証券に関する権利、利益又は取扱いに係る重要な事項

3 投資信託委託会社は、投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引を行った場合（投資信託の受益者に対して同条に基づく書面の交付を要する場合に限る。）には、直ちにその事実を開示するとともに、本所に通知するものとする。

4 前3項のほか、投資信託委託会社及び受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則及び同規則の取扱いに定めるところにより準じるものとする。

5 投資信託委託会社は、投資者への適時、適切な上場受益証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

（平成10.6.22、10.12.1、11.9.1、12.7.1、12.11.30、13.1.6、14.4.1、17.2.1、18.5.1、19.9.30、20.1.4、22.3.4、22.6.30変更）

（投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧）

第7条 投資信託委託会社は、次の各号に定める書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。

(1) 運用報告書（投資信託法第14条に規定する運用報告書をいう。以下同じ。）及び運用報告書に準じて半期ごとに作成する報告書 各2部 作成後直ちに

(2) 投資信託約款を変更した場合の変更後の投資信託約款 2部 変更後直ちに

(3) 前2号のほか、本所が定める書類 本所が定める時期

2 投資信託委託会社は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣に提出した場合には、当該投資信託委託会社はその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。

3 投資信託委託会社は、第1項第1号及び第2号までに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（平成10.12.1、12.11.30、17.2.1、19.9.30変更）

（変更上場申請）

第8条 投資信託委託会社は、投資信託の受益証券の名称を変更するときは、本所所定の有価証券変更上場申請書を提出することにより、その変更を申請するものとする。ただし、有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が、第6条の規定に基づく情報の開示又は第7条の規定により本所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもって当該変更を申請したものとみなす。

（平成10.12.1、12.11.30、19.9.30、令和2.11.1変更）

（追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等）

第9条 投資信託委託会社は、投資信託約款に規定する追加信託又は交換が行われた場合

には、その旨を本所に通知するものとする。

(平成 10.5.1、10.12.1、12.11.30、19.9.30、20.1.4 変更)

(受益権の分割の効力発生日等)

第9条の2 投資信託委託会社は、受益証券に係る受益権の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。

2 投資信託委託会社は、前項に規定する場合において、受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、同項に規定する分割を行うことが確定する日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

(平成 24.4.1 追加、令和元.7.16 変更)

(行動規範)

第9条の3 投資信託委託会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある受益証券に係る受益権の併合又は分割を行わないものとする。

(平成 24.4.1 追加)

(上場廃止基準)

第10条 投資信託委託会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。

(1) 内閣総理大臣等から投資信託契約に係る業務の他の会社への引継ぎを命じられた場合

(2) 投資信託契約に係る事業を譲渡した場合

(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、投資信託委託会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(4) 次のa又はbのいずれかに該当する場合

a 受益証券に係る有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき

b 受益証券に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、投資信託委託会社の責めに

帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(5) 投資信託委託会社が受益証券上場契約について重大な違反を行った場合又は受益証券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

2 受益証券について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1) 上場口数が 400 万口未満である場合

(2) 受益証券の流通の状況が著しく悪化したと本所が認めた場合

(3) 投資信託契約が終了となる場合

(4) 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(5) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が受益証券の上場廃止を適当と認めた場合

(平成 10. 6. 22、10. 12. 1、12. 7. 1、12. 11. 30、13. 1. 6、13. 4. 1、14. 4. 1、17. 2. 1、18. 5. 1、19. 9. 30、20. 1. 4、20. 4. 1、25. 9. 13 変更)

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第 10 条の 2 受益証券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場受益証券を監理銘柄に指定することができる。

2 受益証券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場受益証券を整理銘柄に指定することができる。

3 受益証券の監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、本所が定める。

(平成 20. 4. 1 追加)

(上場廃止日)

第 11 条 受益証券の上場廃止が決定した場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定める取扱いによるものとする。

(平成 10. 12. 1、12. 11. 30、19. 9. 30、21. 11. 9、22. 3. 4 変更)

(上場手数料及び年賦課金)

第 12 条 受益証券の上場を申請しようとする者及び投資信託委託会社は、本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

(平成 10. 12. 1、12. 11. 30、19. 9. 30 変更)

(委任規定)

第 13 条 この章に定めのある事項並びにこの章の規定の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が定める。

第 3 章 業務規程の特例

第 14 条から第 16 条まで 削 除 (平成 19. 11. 26、20. 4. 1 削除)

(売買の種類)

第 17 条 受益証券の売買立会による売買の種類は、当日決済取引及び普通取引とする。

(平成 10. 12. 1 変更)

第 18 条から第 31 条まで 削 除 (平成 19. 11. 26 削除)

第4章 信用取引及び貸借取引規程の特例

(信用取引)

第32条 会員は、受益証券について信用取引を行うことができる。ただし、受益証券が上場廃止基準に該当する場合その他本所が信用取引を行わせることが適当でないとした場合

には、信用取引を行ってはならない。

(平成7.5.29変更)

(制度信用取引に係る権利処理)

第33条 受益証券の制度信用取引(信用取引及び貸借取引規程第2条第1項に規定する制度信用取引をいう。)に係る収益分配金請求権その他の権利の処理に関し必要な事項については、本所が規則により定める。

(平成7.5.29、10.12.1変更)

(貸借取引)

第34条 第32条の規定は、受益証券の貸借取引について準用する。

(平成7.5.29変更)

(貸借取引に係る決済)

第35条 貸借取引(有価証券等清算取次ぎによるものを含む。)に係る金銭又は受益証券の借入れ及び返済並びに担保としての当該借入金に係る買付受益証券又は当該借入受益証券に係る売付代金の差入れ及び返戻は、クリアリング機構の業務方法書に定めるところによるものとする。

(平成7.5.29、7.12.7、10.12.1、15.1.14変更)

(信用取引及び貸借取引規程の読替え)

第36条 受益証券に係る信用取引及び貸借取引規程第6条第2項及び同第7条第1項の規定の適用については、同第6条第2項中「株数」とあるのは「口数」と、同第7条第1項中「貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄(以下「貸借銘柄」という。)」とあるのは「貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる受益証券」とする。

(平成7.5.29、7.10.2、10.12.1変更)

第5章 削除(平成19.9.30削除)

第37条から第41条まで 削除(平成19.9.30削除)

第6章 雑 則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第42条 第3章及び第4章に規定する有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買を行う者と、第4

章に規定する貸借取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該貸借取引を行う者とみなしてこの規程（第 12 条を除く。）を適用する。

(平成 15. 1. 14 追加)

付 則

この特例は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 7 年 5 月 29 日から施行する。
 - 2 改正後の第 34 条においては準用する第 32 条本文の規定にかかわらず、会員は本所が定める日まで、受益証券について貸借取引を行ってはならない。
- (注) 「本所が定める日」は、平成 7 年 7 月 2 日

付 則

この改正規定は、平成 7 年 10 月 2 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 7 年 12 月 7 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

この改正規定は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 4 月 1 日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 10 年 4 月 13 日

付 則

この改正規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 10 月 23 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項の改正規定（「内閣総理大臣又は金融監督庁長官」を「金融再生委員会（その権限が金融監督庁長官に委任されている場合にあつては、金融監督庁長官。以下同じ。）」に改める部分に限る。）並びに第 6 条第 2 項及び第 10 条第 1 項の改正規定（「金融監督庁長官」を「金融再生委員会」に改める部分に限る。）は、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 10 年法律第 131 号）の施行の日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成 10 年法律第 107 号）附則第 1 条第 3 号に定める政令で定める日から施行し、同日以後の売買分から適用する。

付 則

この改正規定は、平成 12 年 5 月 1 日以降の日で、本所が定める日から施行する。

（注） 「本所が定める日」は、平成 12 年 7 月 17 日

付 則

この改正規定は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 12 年 7 月 31 日以降の日で、本所が定める日から施行する。

（注） 「本所が定める日」は、平成 12 年 8 月 7 日

付 則

この改正規定は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正

する法律（平成 12 年法律第 97 号）の施行の日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 10 条第 1 項第 3 号の規定は、平成 13 年 3 月末日以降に終了する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。ただし、第 37 条の規定は、同年 1 月 10 日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 10 条第 1 項第 3 号の規定は、施行日以後開始する計算期間又は中間計算期

間係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

3 改正後の第 6 条第 4 項の規定にかかわらず、施行日において現に上場受益証券の発行者である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を、平成 17 年 3 月 31 日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 18 年 5 月 1 日

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 19 年 11 月 26 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注) 「本所が定める日」は、平成 21 年 11 月 9 日

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注) 「本所が定める日」は、平成 22 年 3 月 4 日

- 付 則
- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
 - 2 この改正規定施行の日の前日までに改正前の第 6 条の 4 の規定に基づき本所所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を異動後直ちに提出するものとする。
(注) 「本所が定める日」は、平成 22 年 6 月 30 日

付 則
この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注) 「本所が定める日」は、平成 25 年 9 月 13 日

付 則

- 1 この改正規定は、平成 31 年 7 月 16 日から施行し、同月 18 日以後に基準日等が到来する上場受益証券に係る受益権の分割から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成 31 年 7 月 16 日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和 2 年 11 月 1 日から施行し、この改正規定施行の日以後に名称の変更を行う者から適用する。

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び 貸借取引規程並びに受託契約準則の特例

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この特例は、本所の市場における売買立会によらない有価証券の売買（業務規程第31条に規定する過誤訂正等のための売買及び同第32条に規定する立会外分売を除く。以下「立会外取引」という。）並びに立会外取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則に定めるところによる。

(平成 10. 12. 1、15. 1. 14 変更)

第2章 業務規程の特例

(立会外取引の対象有価証券)

第2条 立会外取引は、内国法人の発行する株券について行うものとする。

(平成 10. 12. 1、18. 5. 1 変更)

(立会外取引の種類及び定義)

第3条 立会外取引の種類は、終値取引、価格交渉取引及び立会外自己株式取得取引とする。

2 終値取引とは、売買立会によらない売買であって、この特例の定めるところに従って行う普通取引における最終値段及び東京証券取引所が公表する売買高加重平均価格（本所が指定する銘柄を除く。以下「売買高加重平均価格」という。）による取引をいう。

3 価格交渉取引とは、売買立会によらない売買であって、この特例の定めるところに従って行う本所が定める値段による取引をいう。

4 立会外自己株式取得取引とは、売買立会によらない売買であって、この特例の定めるところにしたがって行う上場株券の発行者の自己株式取得のための取引をいう。

(平成 10. 12. 1、13. 9. 25、15. 1. 1、17. 12. 8 変更)

(立会外取引の決済日)

第4条 立会外取引は、正会員があらかじめ指示するところにより、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。

(1) 売買契約締結の日。

(2) 売買契約締結の日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日。

(平成 10. 12. 1、15. 1. 14、17. 12. 8、21. 11. 16、令和元. 7. 16 変更)

(立会外取引の方法)

第5条 正会員は、立会外取引を行おうとするときは、本所に立会外取引の申込みを行わ

なければならない。この場合において、正会員は、当該申込みが顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別を、本所に対して明らかにしなければならない。

- 2 立会外取引による売付け及び買付けの申込時間（第5条の2第1項の申込を除く。）は、午前8時30分から9時まで、午前11時30分から午後0時30分まで及び午後3時30分から5時までとする。
- 3 本所は、必要があると認めるときは、前項の申込時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を会員に通知する。
- 4 第4条第1号に掲げる日に決済を行う立会外取引の申込みは、同一の会員が売付けと対当させるための買付けの申込みを同時に行うものとする。
- 5 第1項に規定する申込みの効力は、本所が定めるところによる。
- 6 第1項に規定する申込みは、本所が定めるときは、行うことができない。

（平成10.12.1、12.8.7、13.9.25、15.1.14、17.12.8、21.12.30、23.11.21変更）

（立会外自己株式取得取引の売付申込時間）

第5条の2 立会外自己株式取得取引による買付の申込に対する売付の申込みは、買付執行日の午前8時30分から8時50分までの間において、本所が定めるところにより行うものとする。

- 2 本所は、必要があると認めるときは、前項の売付申込時間を臨時に変更することができる。

（平成17.12.8追加）

（終値取引）

第6条 正会員が終値取引を行おうとするときは、本所が定める値段により、本所が定めるところに従い、売付け又は買付けの申込みを行うものとする。

（平成10.12.1、13.9.25変更）

（価格交渉取引）

第6条の2 正会員は、価格交渉取引を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。

- 2 前項に規定する価格交渉取引の呼値は、本所が定める値段により行うものとする。
- 3 第1項に規定する呼値には、数量、値段及び決済日を変更できる旨の条件を付すことができる。

（平成13.9.25追加）

（立会外自己株式取得取引）

第6条の3 正会員は本所が定める顧客の買付注文（会社法第156条第1項（同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己株式の取得のための注文に限る。）を立会外自己株式取得取引により執行することができる。

- 2 前項の立会外自己株式取得取引については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届出するものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日（以下「買付執行日」という。）において、第5条の2、第7条の3及び第7条の4に規定するところにより、売買を成立させ、売買執行日から起算して3日目の日に決済を行うものとする。

3 本所は、第1項の立会外自己株式取得取引の届出を受理したときは、立会外自己株式取得取引の値段その他の必要事項（以下「買付要領」という。）を発表する。

4 正会員は、第2項の規定により届出を行った後においては、当該届出を取り消すことができない。ただし、第5条の2の売付申込時間終了時までにおいて、本所が当該立会外自己株式取得取引を行うことが適当でないとしたときは、この限りでない。

（平成17.12.8追加、平成18.5.1、21.11.16、令和元.7.16変更）

（終値取引による売買契約の締結）

第7条 終値取引は、第6条に規定する売付けの申込みと買付の申し込みとの間に、次の各号に定めるところにより、売買を成立させる。

(1) 正会員が売付けの申込みと当該売付けの申込みと同数量の買付けの申込みを同時に行っている場合には、当該申込数量を対当させる。

(2) 前号以外の申込数量について、売付申込数量又は買付申込数量の一方の全部と当該数量と同数量の他方の数量を対当させる。

(3) 前号の場合において、売付申込数量又は買付申込数量のいずれかが多いときの他方の数量は本所が定める順位により対当させる。

2 本所は、前項に定める売買を成立させる前に東京証券取引所が、公表した売買高加重平均価格に誤りがあると認め、同証券取引所が再算出した売買高加重平均価格を公表した場合には、当該再算出した売買高加重平均価格により売買を成立させることができる。

3 正会員は、東京証券取引所が売買高加重平均価格を算出できない場合、同証券取引所が公表する売買高加重平均価格に誤りがあった場合又は前項の規定により同証券取引所が売買高加重平均価格を変更した場合で損害を被ったときにおいても、本所及び東京証券取引所にその損害の賠償を請求することができない。

（平成10.12.1、15.1.1変更）

（価格交渉取引による売買契約の締結）

第7条の2 価格交渉取引は、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致した場合は、売方正会員及び買方正会員がその旨を確認したときに、当該呼値の間に売買を成立させる。

2 本所は、前項の呼値が合致した場合は、直ちにその旨を売方正会員及び買方正会員に通知するものとする。

3 売方正会員及び買方正会員は、前項の通知を受けたときに、第1項の確認をしたものとする。

4 前条第2項及び第3項の規定は、価格交渉取引における売買高加重平均価格による売買の場合に準用する。

（平成13.9.25追加、平成15.1.1変更）

（立会外自己株式取得取引による売買契約の締結）

第7条の3 立会外自己株式取得取引は、立会外自己株式取得取引による買付の申込に対して、売付の申込を本所が定める値段において対当させることにより、売買を成立させる。ただし、当該売付の申込数量が、買付総数量を超えているときは、本所が定める方法により対当させるものとする。

(平成 17.12.8 追加)

(立会外自己株式取得取引に関する制約)

第7条の4 正会員は、本所が買付要領を公表する以前に、当該立会外自己株式取得取引について売付の勧誘を行ってはならない。

(平成 17.12.8 追加)

(約定値段の公表)

第8条 本所は、立会外取引について売買が成立したときは、本所が定めるところにより、その約定値段を公表する。

(平成 10.12.1、12.8.7 変更)

(売買内容の通知及び確認等)

第9条 本所は、立会外取引について売買が成立したときは、その内容を売方正会員及び買方正会員に通知するものとする。

2 正会員は、立会外取引について、本所から前項の規定により売買内容の通知を受けたときは、直ちにその内容の照合及び確認を行うものとする。

3 第1項の規定により通知された売買内容の訂正については、本所が確認する都度行うものとする。

(平成 10.12.1 変更)

(立会外取引に係る売買の取消し)

第9条の2 本所は、過誤のある注文により立会外取引に係る売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、本所が定めるところにより、本所が定める立会外取引に係る売買を取り消すことができる。

2 本所は、天災地変その他のやむを得ない理由により本所の立会外取引に係る売買記録が消失した場合において、消失したすべての売買記録を復元することが困難であると認めるときは、本所がその都度定める立会外取引に係る売買を取り消すことができる。

3 第1項又は前項の規定により本所が立会外取引に係る売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。

4 正会員は、第1項の規定により本所が立会外取引に係る売買を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した正会員に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、正会員に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

5 正会員は、第1項又は第2項の規定により本所が立会外取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、本所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

(平成 19.9.30 追加、平成 20.8.1 変更)

(立会外取引に係る売買の停止)

第10条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、立会外取引に係る売買を停止することができる。

(1) 売買立会による売買において、立会外取引の対象となる銘柄について、業務規程(以

下「規程」という。)第27条の規定により、売買の停止が行われた場合

(2) 有価証券又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

(3) 立会外取引の状況に異常があると認められる場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上立会外取引を継続して行わせることが適当でないとして認める場合

(4) 立会外取引に係る本所の施設に支障が生じた場合等において立会外取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

(5) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合

(平成10.12.1、19.9.30、21.11.16変更)

(立会外取引における過誤訂正等のための売買)

第11条 正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において立会外取引を執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって立会外取引及び次条第1項の売買によらずに執行することができる。

2 前項の売買の決済は、当該顧客の売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

(平成10.12.1、19.9.30変更)

(復活のための売買)

第12条 正会員は、顧客の注文に係る立会外取引に係る売買が第9条の2第1項の規定により取り消されたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当該取り消された立会外取引に係る売買における値段と同じ値段により、過誤のある注文を発注した正会員を相手方として立会外取引及び過誤訂正等のための売買によらずに執行することができる。この場合において、当該過誤のある注文を発注した正会員は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれに応じなければならない。

2 前項の売買の決済は、取り消された立会外取引に係る売買が取り消されなかつた場合における決済日に行うものとする。

(平成19.9.30追加)

(正会員等への通知及び公表の時期)

第12条の2 規程第59条の規定に基づく有価証券の売買(売付け及び買付けの双方が顧客の委託によるものを除く。)に係る通知及び公表は、約定代金が本所の定める金額以上の場合には、本所の定める日時に行うものとする。

(平成13.9.25追加)

(準用規程)

第13条 規程第4条、同第5条、同第40条、同第56条及び同第57条の規定は、立会外取引について準用する。

(平成10.12.1変更)

第3章 信用取引及び貸借取引規程の特例

(立会外取引のための貸借取引)

第14条 信用取引及び貸借取引規程第11条の規定にかかわらず、正会員は、第4条第2号に規定する日に決済を行う立会外取引について、制度信用取引（信用取引及び貸借取引規程第2条第1項に規定する制度信用取引をいう。以下同じ。）に基づく立会外取引の決済又は自己の信用売り若しくは信用買いに係る立会外取引の決済のために、信用取引及び貸借取引規程第1条第1項に定める貸借取引を行うことができる。

(平成10.12.1、12.8.7、15.1.14変更)

(立会外取引に係る自己の信用売り又は信用買いの決済期限)

第14条の2 正会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る立会外取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目の日までに、当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。

(平成15.1.14追加、令和元.7.16変更)

第4章 受託契約準則の特例

(委託の際の指示事項)

第15条 顧客は、立会外取引のうち終値取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。

- (1) 立会外取引の種類
- (2) 第4条第1号又は第2号に規定する決済日の区別
- (3) 銘柄
- (4) 売付け又は買付けの区別
- (5) 数量
- (6) 前日終値、前場終値、当日終値、前日の売買高加重平均価格、前場の売買高加重平均価格、後場の売買高加重平均価格又は当日の売買高加重平均価格の区別
- (7) 申込時間
- (8) 委託注文の有効期間
- (9) 信用取引により行おうとするときは、その旨

2 顧客は立会外取引のうち価格交渉取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。

- (1) 値段の限度
- (2) 第1項第1号から第5号及び第7号から第9号までに掲げる事項

3 顧客は立会外取引のうち立会外自己株式取得取引の委託をするときは、その都度、第1項第1号、第3号、第5号及び第8号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。

4 信用取引口座を有する顧客が立会外取引の委託につき、第1項第9号の指示を行わなかった場合には、当該立会外取引は信用取引によることができない。

5 顧客は、信用取引による売付け又は買付けを委託する場合には、制度信用取引による

ものか一般信用取引によるものかの別を正会員に指示するものとする。

(平成 10.12.1、15.1.1、17.12.8 変更)

(立会外取引再開時における委託注文の効力)

第 15 条の 2 委託注文は、前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、本所が立会外取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

(平成 10.12.1 変更)

(立会外取引における顧客の受渡時限)

第 16 条 立会外取引の委託については、顧客は、次の各号に掲げる日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(1) 第 4 条第 1 号に規定する日に決済を行う立会外取引の委託

売買成立の日（正会員と顧客が合意するときは、その翌日）における正会員と顧客との合意により定める時限

(2) 第 4 条第 2 号に規定する日に決済を行う立会外取引の委託

売買成立の日から起算して 3 日目の日の午前 9 時

2 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、正会員が受託に際し、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(平成 10.12.1、15.1.14、16.5.6、21.11.16、令和元.7.16 変更)

(DVP 決済を利用する場合の顧客の受渡し)

第 16 条の 2 立会外取引の委託について、顧客と正会員との合意により、株式会社ほふりクリアリング（以下「ほふりクリアリング」という。）の業務方法書に規定する DVP 決済を利用する場合には、顧客は、それぞれ前条第 1 項又は第 2 項に定める日のほふりクリアリングが定める決済時限（同条第 1 項第 2 号及び第 2 項に掲げる取引に係る有価証券の引渡しについては、合意に際して正会員が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時）までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。

2 顧客が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条第 1 項又は第 2 項の売付有価証券の交付又は買付代金の交付とみなす。

(平成 16.5.6 追加)

第 5 章 雑 則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第 17 条 立会外取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する正会員を当該立会外取引を行う者とみなして第 2 章及び第 3 章の規定を適用する。

- 2 貸借取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する正会員を当該貸借取引を行う者とみなして第3章の規定を適用する。
(平成 15. 1. 14 追加、平成 21. 1. 5 変更)

付 則

この特例は、平成 10 年 8 月 3 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。
2 この改正規定施行の際、弁済が行われていない信用取引は、この改正規定施行後においては、制度信用取引とみなす。ただし、当該信用取引に係る弁済期限については、改正後の第 15 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成 12 年 7 月 31 日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 12 年 8 月 7 日

付 則

この改正規定は、平成 13 年 9 月 25 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 6 月 25 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 号の改正規定は平成 15 年 1 月 10 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 16 年 5 月 6 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 17 年 12 月 8 日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 18 年 5 月 1 日

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 20 年 8 月 1 日

付 則

1 この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 20 年 12 月 25 日から施行する。

2 株券について、株式会社証券保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）に基づき、同法の施行日の前日における実質株主の通知を行うため当該実質株主を確定するための期日の 4 日前（休業日を除く。）の日における立会外取引に係る第 4 条第 2 号及び第 16 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、これらの規定中「4 日目」とあるのは「5 日目」とする。

付 則

1 この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。

2 平成 21 年 11 月 15 日以前に行われた株券の売買に係る決済については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 12 月 30 日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成 23 年 5 月 9 日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い有価証券の売買を行うことが適当でないと本所が認める場合には、平成 23 年 5 月 9 日以後の本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 23 年 11 月 21 日

付 則

- 1 この改正規定は、平成 31 年 7 月 16 日から施行し、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる有価証券の売買に係る決済から適用する。
- 2 改正後の第 14 条の 2 の規定は、施行日以後に売買成立の日の 6 か月目の応当日が到来する自己の信用売り又は信用買いの決済から適用する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成 31 年 7 月 16 日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。